

## 春の火災予防運動 3月1日(水)~7日(火)

# 防火意識を高めて火災を防ごう!

統一標語「あなたです火のあるくらしの見はり役」



一人暮らしの高齢者には、隣近所の人が気を付けてあげ

火災で亡くなる半数以上は高齢者(65歳以上)です(表1参照)。注意すべきポイントは次の2点です。  
高齢者の部屋は、一つだけでなく、二つの方向に避難できるようにしておきましょう。

**高齢者**を火災から守ろう

**日ごろから訓練**をいざ火災が起きると、慌ててしまい何もできなくなりま

私たちの大事な財産や、時には生命をも奪つ恐ろしい火災。今年に入ってからも、兵庫県姫路市の住宅火災で5人の子どもが亡くなったり、長崎県大村市のグループホーム火災で7人の高齢者が亡くなるなど、子どもや高齢者が犠牲になる火災が相次いで発生しています。  
「自分たちは大丈夫」と思っている、ほんのわずかな油断から火災を発生させてしまいかも知れません。しかし、火災は私たちのしっかりとした「防火意識」や周囲の人たちとの「連携」で、未然に防ぐことも可能なのです。  
3月1日(水)~7日(火)の1週間、全国一斉に「春の火災予防運動」が行われます。ぜひこの機会に、皆さんのご家庭でも防火についての話し合いをしてみたいかがでしょうか。  
詳しくは東久留米消防署予防課 ☎71・0119へ。

表1 住宅火災における年齢別死者の発生状況 (自損行為による死者の数を除く)

区分	合計	0歳~5歳	6歳~64歳	65歳以上	不明
人数	839人	39人	329人	471人	0人
構成比	100%	4.6%	39.2%	56.1%	0.0%

総務省消防庁「平成17年(1月~9月)における火災概要(概数)」より

表2 住宅火災における出火原因別死者の発生状況

原因別	件数	原因別	件数
たばこ	166	配線器具	10
放火	135	風呂かまど	8
ストーブ	88	電気機器	4
こんろ	57	たき火	2
放火の疑い	54	溶接機・切断機	2
電灯・電話等の配線	25	かまど	1
灯火	22	電気装置	1
マッチ・ライター	19	取灰	1
火あそび	14	その他	35
こたつ	11	不明・調査中	336

合計991件。総務省消防庁「平成17年(1月~9月)における火災概要(概数)」より

日ごろから地域の人と交流をし、住民同士の連帯感と防火意識を高め、いざという

**協力し合える**地域づくりを

放火や放火の疑いによる火災が、出火原因の上位を占めています(表2参照)。家の周りには燃えやすい物を置かないようにしましょう。

**放火にご注意**をすることが大切です



**火の用心**7つのポイント

絶対にならない ストープは燃えやすいものから離れた位置で使用する ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す

《4つの対策》 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する 高齢者や身体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくる

毎年、建物火災は3万件以上発生しており、そのうちの約6割は「住宅火災」が占めています。また、建物火災による死者の約9割は、この住宅火災によるものです。

このような火災による被害を未然に防ぐため、16年に消防法が改正され、住宅に「住宅用火災警報器等」の設置が義務付けられました。市でも16年9月に火災予防条例が改

## 住宅用火災警報器



すべての住宅に設置が義務付けられます

正され、16年10月1日以降に建築する住宅に対して、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。また、既存の住宅は火災に備え、設置に努めるように定められました(ただし、今後、既存の住宅についても同警報器の設置が義務付けられる予定です)。

### 火災発生時のサイレン

市内に火災が発生すると出場区域の消防団詰所のサイレンが吹鳴されます。このサイレンの目的は、火災予防広報の啓発および消防団員への召集信号です。サイレンの吹鳴は、30秒間吹鳴し6秒間休みの間隔で3回繰り返されます。ご理解とご協力をお願いします。

### 住宅用火災警報器設置 Q & A

Q どこに設置すればいいの  
A お住まいの住宅は、まず就寝に使用する部屋と台所に設置し、順次、すべての部屋に設置しましょう。新築住宅は、住宅内の各居室、台所、階段に設置が必要です。

Q 消防署へ届け出る必要があるの  
A 新築住宅に設置した場合、消防署への届出が必要です。

Q どこで買えるの  
A 防災設備取り扱い店、電気店などで購入できます。販売店の詳細は消防署へお問い合わせください

詳しくは東久留米消防署予防課 ☎71・0119へ

### 注意

消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。悪質な訪問販売等には十分ご注意ください。

## 甲種防火管理再講習制度

~複雑、高度化する防火管理物への対応を図るために~

15年6月の法令改正により、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対しては、5年ごとに再講習を義務付けることが定められ、18年4月1日から制度化されることとなりました。

【受講対象者】劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物(特定防火対象物)で、収容人員が300人以上である特定防火対象物の防火管理者に選任されている方

【受講義務の期限】防火管理者に選任された日の4年前までに防火管理講習を受講している方(同講習を受講して4年を超える方)は、選任された日から1年以内。それ以外の方(防火管理講習を受講して4年以内の方)は、最後に同講習を受講した日から5年以内

【講習内容】防火管理者として法的に求められる責務を的確に果たすために必要な事項 おおむね過去5年間に改正された防火管理に関する消防法令等の概要および当該改正事項と防火管理との関係 最近の火災事例に基づく、防火管理業務の基本事項(出火防止、防災設備の維持管理、訓練、従業員等関係者への教育)の重要性について、おおむね3時間の講習が実施されます

詳しくは東久留米消防署予防課指導調査係 ☎71・0119へ。